

## 令和6年 第12回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和6年12月25日(水) 15時00分から15時30分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	福澤 邦夫	○
3	岡村 宏一	○	4	森山 松年	○
5	日下部 好克	○	6	関根 武男	○
7	深井 一郎	○	8	川田 美千代	—
9	飯塚 信利	○	10	島村 重昭	—
11	齋藤 幸江	○	12	中野 松夫	○
13	岩本 勝正	○	14	折原 正英	○

### 4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
日程第4	農業経営基盤促進事業について
	報告事項

### 5. 農業委員会事務局職員 事務局

産業観光課長	小川 英一郎
産業観光課主幹	鈴木 功
農地調整担当専門員	成田 雅彦
農地調整担当主事	益子 智渚
農地調整担当主事	杉本 花英

## 6. 会議の概要

### ◎開 会

(会長)

皆様、こんにちは。

総会につきましては効率よく進めたいと考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、12名でございます。欠席委員は、2名です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第12回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「2番 福澤邦夫委員」と「3番 岡村宏一委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、御説明いたします。

申請地は■■■■■■■■地内の田2筆で、面積は合計743㎡でございます。譲受人譲渡人ともに宮代町内にお住まいの方です。権利の移転形態は、「所有権移転」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御参照ください。

それでは、本申請の経緯について御説明いたします。申請地に隣接している農地一帯が譲受人の所有地であり、以前から譲受人が耕作しています。今後、今回の申請地も一体的に耕作をしていく希望があり、譲渡人と話し合いを行った結果、所有権を移転することになったため、今回申請に至ったものです。農地を耕作農地として譲り渡すことから、本件は「農地法第3条の規定に基づく許可申請」に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図を御覧ください。■■■■■■■■の北東側に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。現況写真はこちらです。譲受人の作付計画によりますと、農地の取得後、田は「米」、畑は「野菜」や「ぶどう」を作付けする計画となっております。申請地の現況につきましては、以上です。

次に、譲受人の耕作状況について御確認頂きます。譲受人の経営農地は、宮代町内に10筆、総面積は5,273㎡になります。事前に事務局において、耕作農

地の全てについて調査を行い、現況を確認しておりますが、皆さまにも現在の耕作状況について、御確認していただきます。

(現状の確認)

譲受人の耕作地の説明は以上となります。

最後に、農地法第3条第2項に基づく「判断基準4点」と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は、「全部効率利用要件」です。これは経営している農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準となります。

今回の譲受人について、農業機械や労働力・技術が十分であるかどうかの視点で判断する必要があります。申請書においては「トラクター」、「田植機」、「乾燥機」、「コンバイン」、「農用自動車」を各1台所有しており、本人及び世帯員が耕作する旨の記載がありました。

2点目は、「農作業常時従事要件」です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、申請書には本人世帯員ともに年間300日従事と記載されておりました。

3点目は、「農地所有適格法人の要件」についてですが、該当はございません。

4点目は、「地域との調和要件」でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守することから特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしているものと考えます。

以上で説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではこの件について御審議お願い申し上げます。

(■番 ■■委員)

先程、事務局、■■■会長、■■■委員と現地を確認して来ました。綺麗に耕作されていますし、譲受人は現地の隣でぶどうを作っているようで一生懸命農業をやっている姿勢が伺えました。何の問題もないと思います。御審議の程よろしく申し上げます。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか。

御意見ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件については「やむを得ない」とことといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第32号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を上程いたします。それでは事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは御説明いたしますので、事前に皆様にお配りした「農用地利用集積等促進計画（案）」を御覧ください。

本議案は、宮代町が農地中間管理機構へ提出する別紙「農用地利用集積等促進計画（案）」に対しまして、「農地中間管理事業に関する法律」第18条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を聴くものとされておりますことから、意見を求めるものでございます。

今回の計画内容は、■■■■■■■■■■地内の畑13筆合計6,584㎡です。農地中間管理機構に農地中間管理権の設定を行う者、すなわち農地の所有者は全9人、農地中間管理機構から権利の設定を受ける者、すなわち借り受ける耕作者は■■■■■■■■■■です。設定する権利は「使用貸借権」で、土地の利用目的・作物は「ネギ」、貸借期間は令和7年3月1日から令和17年2月28日までの10年間となっております。

それでは、スクリーンを御覧ください。今回、権利を設定する農地の位置図となっております。赤色で示した箇所が■■■■■■■■■■地内の農地で、緑色で示した隣接する白岡市■■■■地区の農地では■■■■■■■■■■が借り受けて耕作しており、今回権利設定する農地を合わせて一帯的に耕作する計画です。拡大した地図はこちらです。

促進計画は、同法第18条第5項の規定に適合することが決定の要件となっております。本計画の内容でございますが、「農地のすべてを効率的に耕作するこ

と」「耕作に必要な農作業に常時従事すること」など、同項に規定する要件をすべて満たしているものと判断しております。農業経営状況等から判断して、今回の借受人である■■■■■■■■■■に貸借することについて支障はないと考えています。

最後に今後のスケジュールについて御説明いたします。本日の農業委員会総会で意見決定していただいたのち、町から農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画に係る意見書を提出します。農地中間管理機構において、農用地利用集積等促進計画が定められたのち、埼玉県に対し承認申請が行われます。埼玉県においては、農用地利用集積等促進計画の公告・縦覧が行われ、その後認可されることとなっております。

説明は以上でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

それではこの件について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。それではこの件に関しましては、「農用地利用集積等促進計画（案）」のとおり承認してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件については原案のとおり「決定」することといたします。

(会長)

続きまして日程第4・議案第33号「農業経営基盤促進事業について」を上程いたします。

今月は新規の案件が13件、更新の案件が25件ございます。全案件の説明終了後、借受人ごとにまとめて御審議お願い申し上げます。

また、案件の中に本日御出席いただいている農業委員に係る案件がございます。

「宮代町農業委員会会議規則」第11条の「議事参与の制限」に該当することから、案件の説明・審議の際は御退席いただくこととなるため、議事参与の制限に該当する案件から説明・審議を進めさせていただきたいと思っております。それ以外の審議については、該当する案件の説明終了後、まとめて審議お願いいたします。

それでは、まず8番および9番の案件が■■■委員に係る案件になりますので、恐縮ですが、■■■委員御退席お願い申し上げます。

<■■■委員 退席>

それでは、事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは御説明いたします。

本議案は、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」、以降、「改正法」と申し上げますが、改正法附則第5条の規定に基づく「農用地利用集積計画」を決定することについて、議決を求めるものでございます。

本議案については、改正法附則第5条の規定による改正法の施行日の令和5年4月1日から起算して最長2年を経過する日の令和7年3月31日までは、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるとした経過措置を適用したものです。

今回は新規の案件が13件、更新の案件が25件ございます。新規の案件は、スクリーンに農地の位置を写しますが、更新の案件につきましては、議案書読み上げ等省略させていただきます。

それでは、8番及び9番の関根委員に係る案件について御説明いたします。農地の位置につきましてはモニターを御覧ください。

8番については、■■■地内と■■■地内にある田6筆です。権利の設定を受ける者は■■■の方で、先月開催の農業委員会総会において新規就農者農家資格認定について承認され、新規就農者として農家資格を認定された方です。今回利用権を設定する面積は6筆合わせて7,898㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間です。

9番については、■■■地内にある畑2筆です。権利の設定を受ける者は■■■の方で、今回利用権を設定する面積は2筆合わせて3,028㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和7年1月1日から令和11年12月31日までの5年間です。

■■■委員に係る案件の説明は以上です。御審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、■■■委員の案件について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。この件に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、この件については「決定」とすることといたします。■■委員お戻りください。

<■■委員 着席>

続きまして、13番から15番の案件が■■委員に係る案件になりますので、恐縮ですが、■■委員御退席お願い申し上げます。

<■■委員 退席>

それでは、事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、13番から15番の■■委員に係る案件について御説明いたします。

13番については新規案件となりますので、モニターを御覧ください。13番については、■■■地内にある畑1筆です。権利の設定を受ける者は■■地区の方で、現在の耕作面積は105.11a、今回利用権を設定する面積は1,150㎡です。設定する利用権の種類は「賃貸借権」で、期間は令和7年1月1日から令和12年12月31日までの6年間です。

14番、15番につきましては更新案件になりますので、議案書を確認いただき御審議お願いいたします。

■■委員に係る案件の説明は以上となります。御審議の程よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、■■委員の案件について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。それではこの件に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、この件については「決定」とすることといたします。■■■委員お戻りください。

<■■■委員 着席>

「議事参与の制限」に該当する案件は以上となります。それでは、新規案件について事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、新規案件について御説明いたします。モニターを御覧ください。

1番については、■■■地内にある田1筆です。権利の設定を受ける者は■■■地区の法人で、現在の耕作面積は2,156.94a、今回利用権を設定する面積は979㎡です。設定する利用権の種類は「解除条件付使用貸借権」で、期間は令和7年1月1日から令和11年12月31日までの5年間です。

2番については、■■■地内にある田1筆です。権利の設定を受ける者は■■■地区の法人で、現在の耕作面積は2,156.94a、今回利用権を設定する面積は1,136㎡です。設定する利用権の種類は「解除条件付使用貸借権」で、期間は令和7年1月1日から令和11年12月31日までの5年間です。

3番については、■■■地内と■■■地内にある田3筆です。権利の設定を受ける者は■■■地区の方で、現在の耕作面積は235.84a、今回利用権を設定する面積は3筆合わせて4,105㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和7年1月1日から令和11年12月31日までの5年間です。

4番については、■■■地内にある田5筆です。権利の設定を受ける者は■■■地区の方で、現在の耕作面積は235.84a、今回利用権を設定する面積は5筆合わせて8,801㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和7年1月1日から令和11年12月31日までの5年間です。

5番については、■■■■■■■■■■地内にある畑1筆です。権利の設定を受ける者は■■■■■■■■地区の方で、現在の耕作面積は286.56a、今回利用権を設定する面積は935㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和7年1月1日から令和16年12月31日までの10年間です。

6番については、■■■■■■■■■■地内にある畑1筆です。権利の設定を受ける者は■■■■■■■■地区の方で、現在の耕作面積は286.56a、今回利用権を設定する面積は905㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和7年1月1日から令和16年12月31日までの10年間です。

7番については、■■■地内にある畑2筆です。権利の設定を受ける者は■■■の方で、現在の耕作面積は149.86a、今回利用権を設定する面積は2筆合



(会長)

それでは、1番および2番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。この件につきまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、この件については「決定」とすることといたします。

続きまして、3番および4番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。この件に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして、5番および6番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。この件に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、この件については「決定」とすることといたします。

続きまして、7番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。7番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、7番については「決定」とすることといたします。

続きまして、10番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。10番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、10 番については「決定」とすることといたします。

続きまして、11 番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。11 番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、11 番については「決定」とすることといたします。

続きまして、12 番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。12 番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、12 番については「決定」とすることといたします。

続きまして、16 番から 21 番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。この件に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、この件については「決定」とすることといたします。

続きまして、22 番および 23 番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。この件に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、この件については「決定」とすることといたします。

続きまして、24 番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。24 番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、24 番については「決定」とすることといたします。

続きまして、25 番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。25 番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、25 番については「決定」とすることといたします。

続きまして、26 番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。26 番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、26 番については「決定」とすることといたします。

続きまして、27 番および 28 番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。この件に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、この件については「決定」とすることといたします。

続きまして、29 番から 34 番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。この件に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、この件については「決定」とすることといたします。

続きまして、35 番及び 36 番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。この件に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、この件については「決定」とすることといたします。

最後に、37 番および 38 番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。この件に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、この件については「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第 5 「報告事項」について、事務局報告をお願い申し上げます。

(事務局)

それでは今回の報告事項について御説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が 12 月 10 日となっております。10 日までに 5 条届出が 4 件ございましたことを御報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項でございます。このことから質疑等については割愛させていただきます。御了承ください。

それでは、以上をもちまして、令和 6 年第 12 回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

令和7年1月24日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_